

社会保険労務士法人 行政書士 桑原事務所

〒135-0003 東京都江東区猿江1-1-2

Tel:03-5624-2395 / Fax:03-5624-2396 / E-mail:m-kuwa@onyx.dti.ne.jp / URL:http://www.onyx.dti.ne.jp/~m-kuwa



起業支援から各種手続き・労務相談まで、 『ワンストップ』でサービスをご提供いたします。

弊所では、社会保険・労働保険の手続き業務のほか、行政書士の業務も対応しておりますので、各許認可申請の手続き業務など、経営者様のご要望に幅広くお応えしております。

また、事務所の特徴といたしまして、就業規則の改定や労務相談、長時間労働対策、それから労働災害の安全対策や、労災請求対応なども多数の実績がございます。

全ての始まりとなる起業手続きから、人の入・退職手続き、そして人事・労務に関わるご相談にワンストップの対応が可能な事務所として、皆様をご支援してまいります。

～主な業務～

- 各種保険手続き
- 就業規則作成
- 人事労務相談
- 給与計算全般
- 各種助成金申請
- 派遣事業申請
- 法人設立
- 許認可手続き
- 経審・入札申請
- 遺言書作成 等

『長時間労働の削減』にお悩みでしたら、ぜひ弊所にご相談ください。

国の取り組みにおいて今、「長時間労働の削減」が明確に打ち出されています。企業としても、何かしらの対応を求められています。「どこから着手すればよいかわからない」と、お一人で悩まれている経営者様は数多くいらっしゃいます。


弊所では、経営者様と1対1でじっくりと相談の時間を設け、社内の実情を把握させていただきます。そこから、「長時間労働の原因は何なのか、どうすれば削減に向って動き出せるのか」をアドバイスいたします。組織の中にいると、これまでの働き方が「当たり前」となってしまう、意外と些細な改善点にも気づけないものです。

『信頼される事務所であり続ける』それが、弊所の理念です。



社労士は人事・労務の専門家です。しかし、法を読み解くだけの、その場限りのアドバイスしかできなければ、存在価値に疑問が出てきてしまいます。今の時代、法律を調べるだけならインターネットで簡単に判ります。その上で、「わかっているもなかなか現場に落とし込むことができない」というのが経営者様の実情です。そのようなお悩みを抱えている経営者様に対し、法律の趣旨は曲げずに、「どのように具体化させていけばよいか」をアドバイスできこそ、社労士の仕事であり、存在意義であると言えます。

弊所では、この想いを常に念頭に置いて、経営者様に寄り添いつつ、信頼関係を築いていくことを何よりも大切にしております。



Kuwabara Mamoru
桑原 護

【経歴・実績】
社会保険労務士事務所にて14年勤務し、社会保険・労働保険・労務相談等の実績を積み、昭和58年に独立開業。「迅速に対応」をモットーに、会社の設立から、社員の採用、社会保険・労働保険の適用、就業規則の作成等、経営者様に対して、一貫したサービスを提供している。

お気軽にお問い合わせください ➡ ☎ 03-5624-2395